

教育基本法「改正」法案に反対する

去る4月28日、小泉内閣は教育基本法の「改正」法案を閣議決定して今国会に提出した。

この「改正」法案の第一の眼目は、「愛国心」を教育の徳目として法制化することにある。現行教育基本法では「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきものである」(教育基本法第10条)としており、そのために国民の内心の自由や教育内容への政治的介入は認めていない。

しかし、今回の「改正」法案ではこの条項を削除して「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」(16条)が加わり、教育内容に対する政治的介入と強制に道を開いている。

このような教育内容への直接的介入として、今回「愛国心」が提起されてきているのである。「国を愛する心」はそれ自体国民各自の内心の自由にかかわることであって、教育の徳目として強制し評価の対象にできる問題ではない。それにもかかわらず「愛国心」が徳目として事実上強制的に施行されるならば、教育の現場で教師や児童・生徒の中にはかり知れない混乱と負担・犠牲を強いるであろうことは、現に多く見られる日の丸・君が代問題の実態に照らしても明らかである。

この「改正」法案の第二の眼目は、今なぜ「改定」かということとかがわかって憲法(とくに9条)改定、そのための「国民投票」法案、日米軍事同盟に基づく基地再編、それに関連する「共謀罪」法案などと一体化して推進し、「海外で戦争する国」としての体制をつくり上げることにあるといえることができる。

政府は、法案提出の理由として、「時代の要請にこたえるため」といっているが、説得的な理由は何ら示されていない。教育をめぐるさまざまな困難と課題の中にあつて、事態はむしろ逆に現行憲法(とくに国民の教育権、教育の機会均等など)と現行教育基本法がともに国民のもともめる教育の内実と方向を正当に示しており、現法制度のもとで差別と競争に代わって教育の自主性と自由をさらに発展させることが国民の強い要求となっている。

制定以来60年にわたって国民に支持され守られてきた現行教育基本法をさらに発展させるため、「改正」法案に反対し、廃案を目指して広く国民と連帯してたたかうことをここに表明する。

2006年5月14日

日本科学者会議北海道支部大会